10.13　自然とのふれあいの場

10.13 自然とのふれあいの場

(1) 調査

1) 調査内容

① 自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等

自然とのふれあいの場の分布及び周辺環境の状況等を調査した。

② 自然とのふれあいの場の利用状況

自然とのふれあいの場の利用状況を調査した。

③ 自然とのふれあいの場への交通手段の状況

自然とのふれあいの場のへの主な交通手段、交通手段の経路周辺の環境条件を調査した。

④ その他の予測・評価に必要な事項

周辺地域の土地利用の状況、交通網の状況を調査した。

2) 調査方法

① 自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等

(ｱ) 既存資料調査

観光ガイドや地形図等の既存資料により、自然とのふれあいの場の範囲を整理した。

(ｲ) 現地調査

現地踏査により、自然とのふれあいの場の利用範囲、構成要素（自然、利用施設）の内容・特性、背景となる周辺環境の状況を確認し、記録・整理した。

② 自然とのふれあいの場の利用状況

(ｱ) 既存資料調査

観光ガイドや地形図等の既存資料を整理した。

(ｲ) 現地調査

現地踏査により、自然とのふれあいの場の利用状況を確認し、記録・整理した。

③ 自然とのふれあいの場への交通手段の状況

(ｱ) 既存資料調査

観光ガイドや地形図等の既存資料を整理した。

④ その他の予測・評価に必要な事項

(ｱ) 既存資料調査

周辺地域の土地利用の状況、交通網の状況は、土地利用現況図や地形図により整理した。

3) 調査地域・地点

① 自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等

(ｱ) 既存資料調査

調査地域は、計画地及びアクセス道路の境界から 1km 程度の範囲を目安とした。

(ｲ) 現地調査

調査地域は図 10.13-1 に、調査地点は表 10.13-1 及び図 10.13-1 に示す範囲とし、計画地及びアクセス道路の境界から約 200m の範囲にあるふれあい活動の場、又は 1 ㎞程度の範囲で、工事用車両及び関連車両の主要な走行経路が、自然とのふれあいの活動の場への利用経路となっていると考えられる 4 地点とした。

表 10.13-1　自然とのふれあいの場調査地点

番号	名称	計画地からの方角	計画地敷地境界からの距離	計画地及びアクセス道路の境界からの距離
1	石川川の河津桜	南	約　0～　900m	約　0～600m
2	ウォーキングコース（西側版 A コース）の一部	北	約 100～　200m	約 100～200m
3	川田谷こどもの森・川田谷栗原市民緑地	南東	約 100～　400m	約 100～200m
4	城山公園	南	約 850～1,200m	約 400～800m

② 自然とのふれあいの場の利用状況

(ｱ) 既存資料調査

「① 自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等」と同様とした。

(ｲ) 現地調査

「① 自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等」と同様とした。

③ 自然とのふれあいの場への交通手段の状況

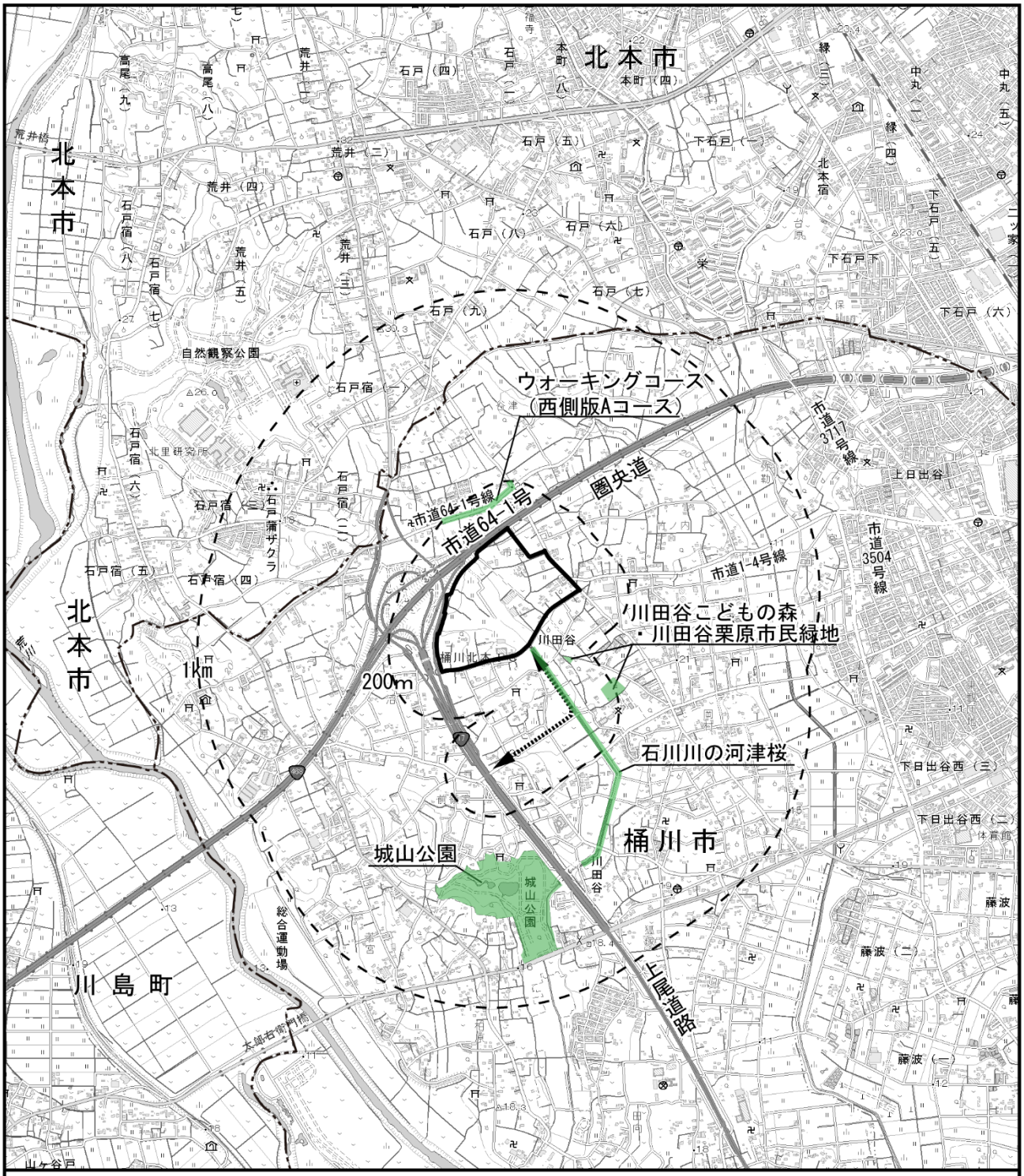
(ｱ) 既存資料調査

「① 自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等」と同様とした。

④ その他の予測・評価に必要な事項

(ｱ) 既存資料調査

計画地及び周辺とした。



この地図は「電子地形図25000」（令和４年２月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。

凡　例

- 計画地
- 市町界
- アクセス道路
- 自然とのふれあいの場の調査地点
- 計画地及びアクセス道路の境界から200m及び1kmの範囲

図 10.13-1　自然とのふれあいの場の調査地域・地点

1：25，000
0　250　500　750m

N

4) 調査期間

① 自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等

(ｱ) 既存資料調査

入手可能な最新年度とした。

(ｲ) 現地調査

自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況は 4 季各 1 回とした。

調査期間は、表 10.13-2 に示すとおりである。

表 10.13-2　調査期間

調査項目	調査期間
自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等	秋季：令和4年11月18日（金） 冬季：令和5年 2月17日（金） 春季：令和5年 3月 9日（木）、令和5年4月11日（火） 夏季：令和5年 8月28日（月）
自然とのふれあいの場の利用状況	

② 自然とのふれあいの場の利用状況

(ｱ) 既存資料調査

入手可能な最新年度とした。

(ｲ) 現地調査

「① 自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等」と同様とした。

③ 自然とのふれあいの場への交通手段の状況

(ｱ) 既存資料調査

入手可能な最新年度とした。

④ その他の予測・評価に必要な事項

(ｱ) 既存資料調査

入手可能な最新年度とした。

5) 調査結果

① 自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等

(ｱ) 既存資料調査

自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等は、「第 3 章　地域概況　3.2 (6) 2) 人と自然とのふれあいの場」(p.142～144 参照) に示したとおりである。

計画地周辺の自然とのふれあいの場の資源としては、計画地の南側に「石川川の河津桜」、計画地の東南約 100m に「川田谷栗原市民緑地」、東南約 400m に「川田谷こどもの森」が存在する。また、計画地及び周辺には多くのウォーキングコースがあり、桶川市では、西側版 A コースと西側版 B コースが設定されている。

(ｲ) 現地調査

自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等の現地調査結果は、表 10.13-3～表 10.13-6 に、四季の状況は写真 10.13-1～写真 10.13-4 に示したとおりである。

計画地周辺の自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況については樹木の並木、ウォーキングコース、市民緑地及び公園が存在する。自然とのふれあいの場の利用範囲については、主に桶川市域である。

いずれの地点も周辺環境としては畑、空地、民家及び樹木が分布している。

表 10.13-3　自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況（地点 1：石川川の河津桜）

項目	内容
範囲	石川川の全長約 3.7km のうち河津桜が植栽されている約 1.2km の範囲。
構成要素	河津桜は川の両岸約 1.2 kmに渡って約 300 本植樹されている。両岸は砂利敷きの道路である。
周辺環境	畑、民家及び樹林が分布している。

写真 10.13-1　自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況

（地点 1：石川川の河津桜）

調査時期	地点写真
【秋季】 令和 4年 11月18日(金)	 
【冬季】 令和 5年 2月17日(金)	  河津桜の開花状況
【春季】 令和 5年 3月 9日(木)	  河津桜の開花状況
【夏季】 令和 5年 8月28日(月)	 

表 10.13-4　自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況

（地点 2：ウォーキングコース（西側版 A コース）の一部）

項目	内容
範囲	ウォーキングコース（西側版 A コース）の一部は総延長約 9 ㎞のうち約 280m の範囲。
構成要素	対象の調査地点は約 362m であり、諏訪神社や民家に接する市道 64-1 号線に沿ったルートである。ウォーキングコースではあるものの歩道は整備されていない、片側一車線の市道である。
周辺環境	神社、民家及び空地が分布している。

写真 10.13-2　自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況

（地点 2：ウォーキングコース（西側版 A コース）の一部）

調査時期	地点写真	
【秋季】 令和 4年 11月18日(金)		
【冬季】 令和 5年 2月17日(金)		
【春季】 令和 5年 4月11日(火)		
【夏季】 令和 5年 8月28日(月)		

表 10.13-5　自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況

（地点 3：川田谷こどもの森・川田谷栗原市民緑地）

項目	内容
範囲	川田谷こどもの森の面積は 4,052㎡、川田谷栗原市民緑地の面積は 1,347㎡である。
構成要素	落葉樹を主体とする雑木林。下草管理がされており、伐採木を利用した木製のベンチ等が設置されている。
周辺環境	学校、民家及び空地が分布している。

写真 10.13-3　自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況

（地点 3：川田谷こどもの森・川田谷栗原市民緑地）

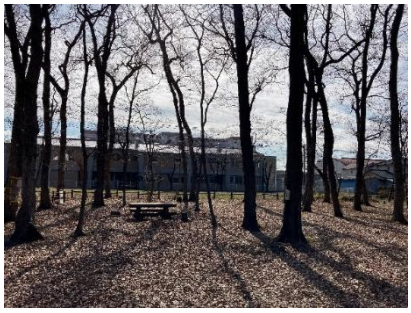
調査時期	地点写真	
	川田谷こどもの森の様子	川田谷栗原市民緑地の様子
【秋季】 令和 4年 11月18日(金)		
【冬季】 令和 5年 2月17日(金)		
【春季】 令和 5年 4月11日(火)		
【夏季】 令和 5年 8月28日(月)		

表 10.13-6　自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況（地点 4：城山公園）

項目	内容
範囲	城山公園は面積約 10 万 m² の都市公園である。
構成要素	公園内には大池や展望台等の施設や野球やサッカー行える多目的広場がある。駐車場が整備されている。
周辺環境	畑及び民家が分布している。本地点から上尾道路を挟んだ東側に道の駅がある。

写真 10.13-4　自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況

（地点 4：城山公園）

調査時期	地点写真	
【秋季】 令和 4年 11月18日(金)		
【冬季】 令和 5年 2月17日(金)		
【春季】 令和 5年 4月11日(火)		
【夏季】 令和 5年 8月28日(月)		

② 自然とのふれあいの場の利用状況

(ｱ) 既存資料調査

自然とのふれあいの場の利用状況は表 10.13-7 に示すとおりである。

既存資料調査によると「石川川の河津桜」や「城山公園」では季節の変化により、植物を観賞する利用がされている。「川田谷こどもの森・川田谷栗原市民緑地」や「城山公園」ではイベントが開催され賑わいを見せている。

表 10.13-7　自然とのふれあいの場の利用状況（既存資料調査）

番号	名称	利用状況
1	石川川の河津桜	「桶川楽郷（おけがわらくさと）の会」が地域振興の目的で河津桜を植樹した。石川川の両岸の約 300 本の河津桜が 3 月上旬ごろに満開を迎える。
2	ウォーキングコース（西側版 A コース）の一部	健康づくり市民会議のウォーキング部会作成のウォーキングコースである。マップをウェブで確認することができる。
3	川田谷こどもの森・川田谷栗原市民緑地	川田谷こどもの森、川田谷栗原市民緑地ともに雑木林を市民緑地として開放しており、市民団体が、林内管理を実施している。また、桶川市と市民団体の共催による自然とふれあえるイベントが定期的に開催されている。
4	城山公園	園内には 200 本以上のソメイヨシノやヤエザクラがあり、3 月下旬から 4 月上旬に「さくらまつり」が開催される。雑木林に囲まれた大池では釣り、広場ではピクニック、ジャブジャブ池のせせらぎでは水遊びができる。

資料：「さくら開花情報」（令和8年2月閲覧、桶川市ホームページ）
「おけがわ健康づくりウォーキングマップ」（令和8年2月閲覧、桶川市健康推進課ホームページ）
「緑化ボランティア団体の活動について」（令和8年2月閲覧、桶川市ホームページ）
「桶川市市民活動サポートセンター登録団体紹介冊子）【R7.3.31更新】」（令和8年2月閲覧、桶川市ホームページ）
「城山公園のご案内」（令和8年2月閲覧、桶川市都市整備部市街地整備課ホームページ）

(ｲ) 現地調査

自然とのふれあいの場の利用状況は表 10.13-8 に示すとおりである。

利用者は四季を通して「城山公園」が最も多く、「ウォーキングコース（西側版 A コース）の一部」「川田谷こどもの森・川田谷栗原市民緑地」は四季を通して少なかった。

「石川川の河津桜」は春になると河津桜の名所となり、秋、冬、夏に比べて利用者が増加していた。

表 10.13-8　自然とのふれあいの場の利用状況（現地調査）

番号	名称	利用状況
1	石川川の河津桜	四季を通して散歩利用をする地域住民を確認した。また、春は河津桜の開花に合わせ、花見を行いながら石川川沿いを散策する人たちが調査地点内で確認できたが、春に比べ秋、冬、夏については利用者が少なかった。 石川川の両岸は砂利敷きの道路であり、まれに自動車が走行することがある。
2	ウォーキングコース （西側版 A コース）の一部	四季を通して調査時にウォーキングコース利用者を確認することはできなかった。 ウォーキングコースではあるものの歩道は整備されていない、片側一車線の市道である。車通りはある。
3	川田谷こどもの森 ・川田谷栗原市民緑地	四季を通して調査時に川田谷こどもの森及び川田谷栗原市民緑地の利用者を確認することはできなかった。イベント時以外の利用は少ないと考えられる。
4	城山公園	四季を通して調査時に園内では散歩、ウォーキング、グラウンドで球技利用、様々な利用者を確認した。 駐車場が整備されており、アクセスに自家用車利用が可能である。調査時も駐車を確認した。

③ 自然とのふれあいの場への交通手段の状況

(ｱ) 既存資料調査

自然とのふれあいの場への交通手段の状況は表 10.13-9(1)～(2)に示すとおりである。

各地点とも自動車利用では最寄り駅の桶川駅から約 10 分であるが、「石川川の河津桜」、「ウォーキングコース（西側版 A コース）の一部」には駐車場がない。

また、バス利用では桶川駅西口から市内循環バスを利用することで各地点の近くまで向かうことができる。

石川川の河津桜は現道を散策路としながら花見を行っている。城山公園へは、車・バス・自転車利用が多いと考えられ、城山公園に隣接する上尾道路は歩車分離が徹底されており、歩行者の安全性が確保されている。

表 10.13-9(1)　自然とのふれあいの場への交通手段の状況（自動車）

番号	名称	概要	駐車場の有無
1	石川川の河津桜	桶川駅より車で約 10 分	なし
2	ウォーキングコース （西側版 A コース）の一部	桶川駅より車で約 10 分	なし
3	川田谷こどもの森 ・川田谷栗原市民緑地	桶川駅より車で約 10 分	駐車スペースあり
4	城山公園	桶川駅より車で約 10 分	あり（198 台） （駐輪場スペースあり）

資料：1～3の所要時間についてはルート検察サービスによった。駐車場については現地調査により把握した。
「城山公園のご案内」（令和8年2月閲覧、桶川市都市整備部市街地整備課ホームページ）

表 10.13-6(2)　自然とのふれあいの場への交通手段の状況（バス）

番号	名称	交通手段
1	石川川の河津桜	・桶川駅西口から市内循環バス「西 10 いずみの学園回り」又は「西 20 殿山団地・川田谷北部回り」で「生涯学習センター入口」下車、徒歩 3 分 ・桶川駅西口から川越観光自動車株式会社「北里メディカルセンター」行きのバスで「竹ノ内」下車、徒歩 5 分
2	ウォーキングコース （西側版 A コース）の一部	・桶川駅西口から市内循環バス「西 20 殿山団地・川田谷北部回り」で「諏訪神社前」下車すぐ ・桶川駅西口から川越観光自動車株式会社「北里メディカルセンター」行きのバスで「諏訪神社」下車、徒歩 1 分
3	川田谷こどもの森 ・川田谷栗原市民緑地	・桶川駅西口から市内循環バス「西 10 いずみの学園回り」もしくは「西 20 殿山団地・川田谷北部回り」で「川田谷小学校前」下車、徒歩 5 分（川田谷こどもの森） ・桶川駅西口から市内循環バス「西 20 殿山団地・川田谷北部回り」で「岡村北」下車、徒歩 5 分（川田谷栗原市民緑地）
4	城山公園	・桶川駅西口から市内循環バス「西 10 いずみの学園回り」で「城山公園西口前」下車 ・桶川駅西口から東武バス「川越駅東口」行きのバスで「川田谷支所」下車、徒歩 2 分

資料：「市内バス路線時刻検索システム」（令和8年2月閲覧、桶川市ホームページ）
「城山公園のご案内」（令和8年2月閲覧、桶川市都市整備部市街地整備課ホームページ）

④ その他の予測・評価に必要な事項

(ｱ) 既存資料調査

ｱ) 土地利用の状況

計画地の土地利用は、台地上では、主として耕作地（水田及び畑地）や温室等の農業施設、住宅地及び屋敷林である。計画地南側の市道 65 号線沿いには、既存工場が存在する。

谷底平野には水路が整備されており、谷底平野の一部は主にヨシなどが生育する湿性高茎草地やヤナギ低木林等となっている。

ｲ) 交通の状況

交通の状況は、「第 3 章　地域の概況　3.1 (4) 1)主要交通網」(p.54、56 参照）に示したとおりである。

計画地及び周辺では、計画地の北側に隣接して圏央道が東西に、計画地の西側に隣接して上尾道路が南北に通っており、圏央道と上尾道路との交差部には、圏央道の桶川北本 IC が設置されている。

このほか、計画地の西側には県道さいたま鴻巣線が、南側には県道川越栗橋線が通っている。

(2) 予測

1) 工事の実施による自然とのふれあいの場への影響

① 予測内容

自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度、自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度を予測した。

② 予測地域・地点

「(1) 調査 3) ① (ｲ) 現地調査」(p.708～709 参照) の調査地域・地点と同様とした。

③ 予測対象時期

予測対象時期は、工事中とした。

④ 予測方法

工事計画及び工事中の他の項目の予測結果を基に、自然とのふれあいの場の利用環境の変化、交通手段の阻害のおそれを定性的に予測した。

⑤ 予測結果

自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度、自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度の予測結果は、表 10.13-10(1)～(2)に示すとおりである。

表 10.13-10(1)　工事の実施に伴う自然とのふれあいの場への影響

地点	名称	予測結果
1	石川川の河津桜	＜ふれあいの場の利用環境の変化の程度＞ 本地点は計画地の境界に接している場所であり、アクセス道路（現道：市道 1537 号線～市道 1561 号線～市道 15 号線）とは現道部分の一部が重なる位置に立地しているため、「10.1 大気質 (2) 1) ⑥予測結果、2) ⑥予測結果、3) ⑥予測結果、(3) 1) ②評価結果、2) ②評価結果、3) ②評価結果」(p.232～234、247～248、255、286～292 参照)、「10.2 騒音 (2) 1) ⑥予測結果、 2) ⑥予測結果、(3) 1) ②評価結果、2) ②評価結果」(p.317、322、341～344 参照)、「10.3 振動 (2) 1) ⑥予測結果、2) ⑥予測結果、(3) 1) ②評価結果、2) ②評価結果」(p.363、367～368、377～380 参照) 及び「10.5 水質 (2) 1) ⑤予測結果、2) ⑤予測結果、(3) 1) ②評価結果、2) ②評価結果」(p.426～428、435～438 参照) に示したとおり、建設機械の稼働、資材運搬等の車両に伴う大気質、騒音及び振動への影響、工事排水による石川川の水質及び底質への影響が考えられる。このため、環境の保全のための措置を講ずることで、その影響を低減させる計画である。 アクセス道路は歩道を整備する計画であるため、アクセス道路の資材運搬等の車両の走行によって、交通安全面で自然とのふれあいの場の利用環境を著しく悪化させるものではないと考えられる。 ＜自然とのふれあいの場への交通手段の阻害＞ 資材運搬等の車両は、アクセス道路の現道を走行しない計画である。アクセス道路の整備後、資材運搬等の車両はアクセス道路を利用する計画であるが、アクセス道路は歩道を整備する計画であるため、歩車分離が徹底される。このことから、アクセス道路の資材運搬等の車両の走行によって、自然とのふれあいの場への交通手段を著しく悪化させるものではないと考えられる。
2	ウォーキングコース（西側版 A コース）の一部	＜ふれあいの場の利用環境の変化の程度＞ 本地点は計画地及びアクセス道路の境界から約 100～200m の位置に立地しているため、「10.1 大気質 (2) 1) ⑥予測結果、3) ⑥予測結果、(3) 1) ②評価結果、3) ②評価結果」(p.232～234、255、286～287、291～292 参照)、「10.2 騒音 (2) 1) ⑥予測結果、(3) 1) ②評価結果」(p.317、341～342 参照) 及び「10.3 振動 (2) 1) ⑥予測結果、(3) 1) ②評価結果」(p.363、377～378 参照) に示したとおり、建設機械稼働に伴う大気質、騒音及び振動への影響が考えられるが、その影響は著しいものではなく、かつ、計画地との間に高架の圏央道が存在することから、影響は低いレベルとなると考えられる。 ＜自然とのふれあいの場への交通手段の阻害＞ 資材運搬等の車両が、本コース付近を走行する計画はない。

表 10.13-10(2)　工事の実施に伴う自然とのふれあいの場への影響

地点	名称	予測結果
3	川田谷こどもの森・ 川田谷栗原市民緑地	＜ふれあいの場の利用環境の変化の程度＞ 本地点は計画地及びアクセス道路の境界から約 100～200m の位置に立地しているため、「10.1 大気質 (2) 1) ⑥予測結果、2) ⑥予測結果、3) ⑥予測結果、(3) 1) ②評価結果、2) ②評価結果、3) ②評価結果」(p.232～234、247～248、255、286～292 参照)、「10.2 騒音・低周波音 (2) 1) ⑥予測結果、 2) ⑥予測結果、(3) 1) ②評価結果、2) ②評価結果」(p.317、322、341～344 参照) 及び「10.3 振動 (2) 1) ⑥予測結果、2) ⑥予測結果、(3) 1) ②評価結果、2) ②評価結果」(p.363、367～368、377～380 参照) に示したとおり、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行に伴う大気質、騒音及び振動への影響が考えられるが、その影響は、ふれあいの場の利用環境を著しく悪化させるものではないと考えられる。 ＜自然とのふれあいの場への交通手段の阻害＞ 資材運搬等の車両は、アクセス道路の現道を走行しない計画である。アクセス道路の整備後、資材運搬等の車両はアクセス道路を利用する計画であるが、アクセス道路は歩道を整備する計画であるため、歩車分離が徹底される。このことから、アクセス道路の資材運搬等の車両の走行によって、自然とのふれあいの場への交通手段を著しく悪化させるものではないと考えられる。
4	城山公園	＜ふれあいの場の利用環境の変化の程度＞ 本地点は計画地の境界から約 850～1,200m、アクセス道路の境界から約 400m の位置に立地しているため、「10.1 大気質 (2) 1) ⑥予測結果、3) ⑥予測結果、(3) 1) ②評価結果、3) ②評価結果」(p.232～234、255、286～287、291～292 参照)、「10.2 騒音・低周波音 (2) 1) ⑥予測結果、(3) 1) ②評価結果」(p.317、341～342 参照) 及び「10.3 振動 (2) 1) ⑥予測結果、(3) 1) ②評価結果」(p.363、377～378 参照) に示したとおり、建設機械稼働に伴う大気質、騒音及び振動による影響は低いレベルとなる。また、資材運搬等の車両は、公園の東側の上尾道路を利用する計画となっているが、上尾道路を走行する車両台数 (14,696 台/日 (p.54 参照)) に対して資材運搬等の車両 (278 台/日[注)]) は少ないため、大気質、騒音及び振動への影響は著しいものではないと考えられる。 ＜自然とのふれあいの場への交通手段の阻害＞ 資材運搬等の車両は、公園の東側の上尾道路を利用する計画となっているが、上尾道路を走行する車両台数に対して資材運搬等の車両は少ないため交通量への影響は小さく、上尾道路は歩車分離が徹底されていることから、ふれあいの場への交通手段 (車やバスの利用者及び歩行者) に影響はないと考えられる。

注) 資材運搬等の車両の台数 (工事開始 25 か月目の片道) (大型車 227 台/日、小型車 56 台/日、合計 283 台/日) に、上尾道路南方向利用車両の割合 (大型車発生交通量の 50.0%、集中交通量の 50.0%、小型車の発生交通量の 43.8%、小型車の集中交通量の 43.8%) を乗じて算出した (資料編 p.7 参照)。

【大型車】上尾道路南方向利用の発生交通量　227×50.0%＝114台/日
上尾道路南方向利用の集中交通量　227×50.0%＝114台/日
【小型車】上尾道路南方向利用の発生交通量　56×43.8%＝25台/日
上尾道路南方向利用の集中交通量　56×43.8%＝25台/日
【合　計】114＋114＋25＋25＝278台/日

2) 造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生による自然とのふれあいの場への影響

① 予測内容

自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度、自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度を予測した。

② 予測地域・地点

「(1) 調査 3) ①(ｲ)現地調査」(p.708～709 参照) の調査地域・地点と同様とした。

③ 予測対象時期

予測対象時期は、事業活動が定常状態に達した時期とした。

④ 予測方法

事業計画及び供用時の他の項目の予測結果を基に、自然とのふれあいの場の利用環境の変化、交通手段の阻害のおそれを定性的に予測した。

⑤ 予測結果

自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度、自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度の予測結果は、表 10.13-11(1)～(2)に示すとおりである。

表 10.13-11(1)造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生による自然とのふれあいの場への影響

地点	名称	予測結果
1	石川川の河津桜	＜ふれあいの場の利用環境の変化の程度＞ 本地点は計画地の境界に接している場所であり、アクセス道路（現道：市道 1537 号線～市道 1561 号線～市道 15 号線）とは現道部分の一部が重なる位置に立地しているため、「10.1 大気質 (2) 4) ⑥予測結果、5) ⑥予測結果、(3) 4) ②評価結果、5) ②評価結果」(p.268～279、285、294～299 参照)、「10.2 騒音・低周波音 (2) 3) ⑥予測結果、 4) ⑥予測結果、(3) 3) ②評価結果、4) ②評価結果」(p.334～337、340、346～349 参照)、「10.3 振動 (2) 3) ⑥予測結果、4) ⑥予測結果、(3) 3) ②評価結果、4) ②評価結果」(p.372～373、376、381～384 参照)、「10.4 悪臭 (2) 1) ⑥予測結果、(3) 1) ②評価結果」(p.393～395 参照) 及び「10.5 水質 (2) 3) ⑤予測結果、4) ⑤予測結果、(3) 3) ②評価結果、4) ②評価結果」(p.432～434、439～442 参照) に示したとおり、アクセス道路の存在、施設の稼働及び関連車両の走行に伴う大気質、騒音・低周波音、振動及び悪臭への影響、施設の稼働に伴う排水による石川川の水質及び底質への影響が考えられるが、その影響は、ふれあいの場の利用環境を著しく悪化させるものではないと考えられる。さらに、環境の保全のための措置を講ずることで、その影響を低減させる計画である。 アクセス道路は歩道を整備する計画であるため、アクセス道路の関連車両の走行によって、交通安全面で自然とのふれあいの場の利用環境を著しく悪化させるものではないと考えられる。 ＜自然とのふれあいの場への交通手段の阻害＞ 関連車両は、アクセス道路を利用する計画であるが、アクセス道路は歩道を整備する計画であるため、歩車分離が徹底される。このことから、アクセス道路の関連車両の走行によって、自然とのふれあいの場への交通手段を著しく悪化させるものではないと考えられる。
2	ウォーキングコース（西側版 A コース）の一部	＜ふれあいの場の利用環境の変化の程度＞ 本地点は計画地の境界から約 100～200m の位置に立地しているため、「10.1 大気質 (2) 4) ⑥予測結果、(3) 4) ②評価結果」(p.268～279、294～296 参照)、「10.2 騒音・低周波音 (2) 3) ⑥予測結果、(3) 3) ②評価結果」(p.334～337、346～347 参照)、「10.3 振動 (2) 3) ⑥予測結果、(3) 3) ②評価結果」(p.372～373、381～382 参照) 及び「10.4 悪臭 (2) 1) ⑥予測結果、(3) 1) ②評価結果」(p.393～395 参照) に示したとおり、施設の稼働に伴う大気質、騒音・低周波音、振動及び悪臭への影響は低いレベルとなると考えられる。 ＜自然とのふれあいの場への交通手段の阻害＞ 関連車両が、本コース付近を走行する計画はない。

表 10.13-11(2)造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生による自然とのふれあいの場への影響

地点	名称	予測結果
3	川田谷こどもの森・ 川田谷栗原市民緑地	＜ふれあいの場の利用環境の変化の程度＞ 本地点は計画地及びアクセス道路の境界から約 100～200m の位置に立地しているため、「10.1 大気質 (2) 4) ⑥予測結果、5) ⑥予測結果、(3) 4) ②評価結果、5) ②評価結果」(p.268～279、285、294～299 参照)、「10.2 騒音・低周波音 (2) 3) ⑥予測結果、 4) ⑥予測結果、(3) 3) ②評価結果、4) ②評価結果」(p.334～337、340、346～349 参照)、「10.3 振動 (2) 3) ⑥予測結果、4) ⑥予測結果、(3) 3) ②評価結果、4) ②評価結果」(p.372～373、376、381～384 参照) 及び「10.4 悪臭 (2) 1) ⑥予測結果、(3) 1) ②評価結果」(p.393～395 参照) に示したとおり、施設の稼働に伴う大気質、騒音・低周波音、振動及び悪臭への影響は低いレベルとなると考えられ、関連車両の走行に伴う大気質、騒音及び振動への影響は、ふれあいの場の利用環境を著しく悪化させるものではないと考えられる。 ＜自然とのふれあいの場への交通手段の阻害＞ 関連車両は、アクセス道路を利用する計画であるが、アクセス道路は歩道を整備する計画であるため、歩車分離が徹底される。このことから、アクセス道路の関連車両の走行によって、自然とのふれあいの場への交通手段を著しく悪化させるものではないと考えられる。
4	城山公園	＜ふれあいの場の利用環境の変化の程度＞ 本地点は計画地の境界から約 850～1,200m の位置に立地しているため、「10.1 大気質 (2) 4) ⑥予測結果、(3) 4) ②評価結果」(p.268～279、294～296 参照)、「10.2 騒音・低周波音 (2) 3) ⑥予測結果、(3) 3) ②評価結果」(p.334～337、346～347 参照)、「10.3 振動 (2) 3) ⑥予測結果、(3) 3) ②評価結果」(p.372～373、381～382 参照) 及び「10.4 悪臭 (2) 1) ⑥予測結果、(3) 1) ②評価結果」(p.393～395 参照) に示したとおり、施設の稼働に伴う大気質、騒音・低周波音、振動及び悪臭への影響は低いレベルとなる。また、関連車両は、公園の東側の上尾道路を利用する計画となっているが、上尾道路を走行する車両台数 (14,696 台/日 (p.54 参照)) に対して関連車両 (上尾道路南方向の利用台数 981 台/日[注)]) は少ないため、大気質、騒音及び振動の影響は、著しいものではないと考えられる。 ＜自然とのふれあいの場への交通手段の阻害＞ 関連車両は、公園の東側の上尾道路を利用する計画となっているが、上尾道路を走行する車両台数に対して関連車両は少ないため交通量への影響は小さく、上尾道路は歩車分離が徹底されていることから、自然とのふれあいの場への交通手段 (車やバスの利用者及び歩行者) に影響はないと考えられる。

注) 発生集中交通量 (大型車 2,510 台/日、小型車 1,432 台/日、合計 3,942 台/日) に、上尾道路南方向利用車両の割合 (大型車発生交通量の 14.9%、集中交通量の 13.2%、小型車の発生交通量の 43.8%、小型車の集中交通量の 43.8%) を乗じて算出した (資料編 p.12～13 参照)。

【大型車】上尾道路南方向利用の発生交通量　2,510÷2×14.9%＝187台/日
上尾道路南方向利用の集中交通量　2,510÷2×13.2%＝166台/日
【小型車】上尾道路南方向利用の発生交通量　1,432÷2×43.8%＝314台/日
上尾道路南方向利用の集中交通量　1,432÷2×43.8%＝314台/日
【合　計】187＋166＋314＋314＝981台/日

(3) 評価

1) 工事の実施による自然とのふれあいの場への影響

① 評価方法

(ｱ) 影響の回避・低減の観点

自然とのふれあいの場への影響が、事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにした。

(ｲ) 基準・目標等との整合の観点

自然とのふれあいの場への影響の予測結果が、表 10.13-12(1)～(3)に示す整合を図るべき基準等と整合が図られているかどうかを明らかにした。

具体的には、上位計画の方針等を阻害しないよう、「自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼさないこと」とした。

表 10.13-12(1)　整合を図るべき基準等

関係法令、計画等	整合を図るべき基準等
「埼玉県 5 か年計画」（令和 4 年 3 月、埼玉県）	【圏央道ゾーン】 ・都市と田園が共存しており、圏央道の整備により一層の発展が期待されている地域 【県央地域】 「豊かな自然と共生する社会の実現」の分野別施策 ・みどりの保全と創出 ・恵み豊かな川との共生 ・生物多様性の保全
「第 5 次埼玉県国土利用計画」（令和 5 年 10 月、埼玉県）	【県土利用の基本方針】 ・計画的かつ有効な県土利用 ・安心・安全を実現する県土利用 ・人と自然が調和し、持続可能な県土利用
「埼玉県土地利用基本計画計画書」（令和 6 年 6 月、埼玉県）	【圏央道ゾーン】 ［工業・流通業務施設の立地誘導］ 市街化調整区域に立地を誘導する場合は、市街化区域に隣接する地域又は高速道路インターチェンジや主要幹線道路周辺の地域とし、市街化区域への編入を基本とする。また、原則として、農用地区域である農業地域、保安林である森林地域、自然公園地域及び自然保全地域を縮小する土地利用転換は行わないよう調整する。
「第 5 次埼玉県環境基本計画」（令和 7 年 3 月変更、埼玉県）	【長期的な目標】 ・安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり等 【施策の方向】 ・みどりの保全と創出 ・生物多様性と生態系の保全 ・恵み豊かな川との共生と水環境の保全 ・安全な大気環境や身近な生活環境の保全
「まちづくり埼玉プラン」（平成 30 年 3 月、埼玉県）	【将来都市像】 ・みどり輝く 生きがい創造都市～暮らし続けるふるさと埼玉～ 【まちづくりの目標】 ・都市と自然・田園との共生 圏央道ゾーン：市民農園、観光農園など田畑・里山を活用しつつ、良好な田園・自然を保全します。

表 10.13-12(2)　整合を図るべき基準等

関係法令、計画等	整合を図るべき基準等
「第 3 次埼玉県広域緑地計画」（令和 4 年 3 月、埼玉県）	【緑の将来像】 ・多様で豊かな緑と共生する『埼玉』 【3 点の取り組み】 ・緑の「環境」、「社会」、「経済」面の価値向上と可視化へ ・市町村や多様な主体との連携・協働 ・身近な緑の活用
「埼玉県生物多様性保全戦略」（令和 6 年 3 月、埼玉県）	【基本戦略】 ・基本戦略 1. 多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる ・基本戦略 2. 里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する ・基本戦略 3. 都市環境における緑を創出し、人と自然が共生する社会づくり
「桶川市第六次総合計画」（令和 5 年 3 月、桶川市）	【市の将来像】 ・学び豊かな　笑顔あふれる　幸せ未来都市　おけがわ 【5 つの政策】 ・生きる力と豊かな心を育む 桶川 ・共に支え合い いきいきと暮らせる桶川 ・安心して暮らし続けられる 桶川 ・環境にやさしくみどりと調和した 桶川 ・にぎわいと活力ある 桶川 【複合開発エリア】 圏央道や上尾道路などによる交通利便性をいかした土地利用の誘導を図るエリアとして、圏央道 IC の周辺地域の一部を複合開発エリアと位置づけ、周辺環境との調和を図りながら、物流業や製造業などの産業施設の立地誘導を図る。
「第二次桶川市都市計画マスタープラン」（令和 7 年 3 月、桶川市）	【西部田園地域】 地域づくりのテーマ ・自然や歴史が暮らしと調和したうるおいのあるまちづくり 地域づくりの方針（水・緑・環境） ・水環境の保全と水辺空間の活用 ・都市公園の適正な管理と保全 ・地域の緑地資源の整備と管理
「第二次桶川市緑のまちづくり基本計画」（令和 7 年 3 月、桶川市）	【緑のまちづくりの将来像】 ・うるおいと歴史をつなぎ　皆で育む　みどりと調和したまち　おけがわ 【基本方針】 ・かけがえのない緑を守り・活かす ・水と緑をつなぐ ・身近な緑を育み・ふれあう ・市民等、事業者、行政の協働による緑のまちづくり
「第二次桶川市環境基本計画」（令和 7 年 3 月、桶川市）	【環境像】 ・環境にやさしく　みどりと調和した　桶川 【基本目標 4】 ・自然共生社会の構築 【自然共生社会の構築に向けた市民・事業者の取組の方向】 市民の取組 ・自然と触れ合い、生物多様性について考えてみましょう。 ・特定外来生物について知り、その生息拡大を防ぐ行動をしましょう。 ・自然体験イベントなどに参加し自然と触れ合いましょう。 ・農地や生産緑地の保全と活用に努めましょう。 ・生垣や庭木など、身近な緑の創出に努めましょう。 事業者の取組 ・特定外来生物について知り、その生息拡大を防ぐ行動をしましょう。 ・沿道の緑化や敷地内の植栽など、身近な緑の創出に努めましょう。

② 評価結果

(ｱ) 影響の回避・低減の観点

建設機械の稼働、造成等の工事、資材運搬等の車両の走行に伴い、自然とのふれあいの場への影響が考えられるが、表 10.13-13 に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。

以上のことから、自然とのふれあいの場への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると考える。

表 10.13-13　環境の保全のための措置

影響要因	想定される影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施主体
建設機械の稼働、造成等の工事	自然とのふれあいの場の変化(排ガス及び騒音)	発生源対策	・排出ガス対策型、低騒音型の建設機械の使用に努める。	低減	事業者
			・建設機械のアイドリングストップを徹底する。	低減	
			・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。	低減	
			・建設機械の整備・点検を徹底する。	低減	
資材運搬等の車両の走行	自然とのふれあいの場の変化(排ガス及び騒音)	発生源対策	・資材運搬等の車両は、最新排出ガス規制適合車の使用に努める。	低減	事業者
			・アクセス道路は低騒音型舗装（排水性舗装）を採用する。	低減	
			・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。	低減	
			・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。	低減	
			・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。	低減	
	自然とのふれあいの場の交通手段への影響（交通安全）	交通安全対策（道路設計）	・アクセス道路は歩者分離された整備を行う。	低減	事業者
		交通安全対策	・資材運搬等の車両は、交通法規を遵守し、安全運転を徹底する。特に、通学時間帯には児童の通学に十分配慮する。	低減	

(ｲ) 基準・目標等との整合の観点

建設機械の稼働、造成等の工事に伴う自然とのふれあいの場への影響については、4 つの自然とのふれあいの場のうち「石川川の河津桜」がアクセス道路（現道：市道 1537 号線～市道 1561 号線～市道 15 号線）と現道部分の一部が重なる位置に立地しているため、建設機械の稼働及び資材運搬等の車両に伴う大気質、騒音及び振動による影響が考えられる。このため環境の保全のための措置を講ずることで、その影響を低減させる計画である。その他の 3 つの自然とのふれあい活動の場への影響は著しいものではないと予測する。

資材運搬等の車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への交通手段の阻害について、資材運搬等の車両の走行経路は、アクセス道路を利用する計画であるが、アクセス道路は歩道を整備する計画であるため、歩車分離が徹底される。このことから、アクセス道路の資材運搬等の車両の走行によって、「石川川の河津桜」、「川田谷こどもの森・川田谷栗原市民緑地」への交通手段を著しく悪化させるものではないと考えられる。

また、資材運搬等の車両の走行経路は、「城山公園」の東側の上尾道路を利用する計画となっているが、上尾道路を走行する車両台数に対して資材運搬等の車両は少ないため、交通量への影響は小さく、上尾道路は歩車分離が徹底されていることから、自然とのふれあいの場への交通手段（車やバスの利用者及び歩行者）に影響はないと考えられる。

「ウォーキングコース（西側版 A コース）の一部」については、資材運搬等の車両が付近を走行する計画はないことから、影響はないと予測する。

以上のことから、整合を図るべき基準等（自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼさないこと）と予測結果との間に整合が図られていると考える。

2) 造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生による自然とのふれあいの場への影響

① 評価方法

(ｱ) 影響の回避・低減の観点

自然とのふれあいの場への影響が、事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにした。

(ｲ) 基準・目標等との整合の観点

自然とのふれあいの場への影響の予測結果が、表 10.13-12(1)～(2)に示した整合を図るべき基準等と整合が図られているかどうかを明らかにした。

具体的には、上位計画の方針等を踏まえ、「自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼさないこと」とした。

② 評価結果

(ｱ) 影響の回避・低減の観点

造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び関連車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への影響が考えられるが、表 10.13-14(1)～(2)に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。

以上のことから、自然とのふれあいの場への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されていると考える。

表 10.13-14(1)　環境の保全のための措置

影響要因	想定される影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施主体
施設の存在	自然とのふれあいの場の変化（景観）	周辺景観との調和	・企業用地の敷地の外周に緩衝緑地帯を配することにより、建築物を敷地境界からセットバックさせ、圧迫感の軽減を図る。	低減	事業者
			・進出企業に対して、事前指導制度の中で、想定計画建築物のデザインや色彩は「埼玉県景観計画」（令和 7 年 7 月改正、埼玉県）の景観形成基準を遵守し、周辺環境に配慮した色彩を採用し、周辺との調和に配慮するよう指導助言する。なお、計画地は圏央道沿線区域に該当し、景観法に基づく届出対象となる	低減	進出企業
	自然とのふれあいの場の変化（交通安全）	交通安全（道路設計）	・アクセス道路は歩者分離された整備を行う。	低減	事業者

表 10.13-14(2)　環境の保全のための措置

影響要因	想定される影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施主体
施設の稼働	自然とのふれあいの場の変化（騒音）	発生源対策	・進出企業に対して、「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月、法律第 98 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号）に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防音対策の徹底等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。	低減	進出企業
			・進出企業に対して、特に夜間は大きな騒音を発生する作業を行わないよう要請する。	低減	
関連車両の走行	自然とのふれあいの場の変化（排ガス及び騒音）	発生原対策（道路設計）	・アクセス道路は低騒音型舗装（排水性舗装）を採用する。	低減	事業者
		発生源対策	・進出企業に対して、関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。	低減	進出企業
			・進出企業に対して、関連車両のアイドリングストップを徹底するよう指導する。	低減	
			・進出企業に対して、関連車両の整備及び点検を徹底するよう指導する。	低減	
	自然とのふれあいの場の交通手段への影響（交通安全）	交通安全（道路設計）	・アクセス道路は歩者分離された整備を行う。	低減	事業者
		交通安全対策	・進出企業に対して、関連車両は、交通法規を遵守し、安全運転を徹底するよう指導する。特に、通学時間帯には児童の通学に十分配慮するよう指導する。	低減	進出企業
施設の稼働	自然とのふれあいの場の変化(水質)	石川川の水質の保全	・進出企業に対して、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月、法律第 138 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月、埼玉県条例第 57 号)に定める排水基準の遵守、「工場又は事業場に係る窒素及びりん削減対策指導指針」（平成 16 年４月、埼玉県）の水質管理目標値の排水濃度以下での排水を指導・奨励する。	低減	進出企業
			・製造系企業が進出する場合は、石川川の流量及び水質に著しい影響を与えることのないよう、「桶川市開発行為等に関する指導要綱」に基づく事前協議において、桶川市の担当部署と協議し、工場排水処理水の水質及び排水量を決定する。	低減	

(ｲ) 基準・目標等との整合の観点

施設の存在、施設の稼働に伴う自然とのふれあいの場への影響については、4 つの自然とのふれあいの場のうち「石川川の河津桜」がアクセス道路（現道：市道 1537 号線～市道 1561 号線～市道 15 号線）と現道部分の一部が重なる位置に立地しているため、関連車両の走行に伴う大気質、騒音及び振動による影響が考えられる。このため環境の保全のための措置を講ずることで、その影響を低減させる計画である。

関連車両の走行に伴う自然とのふれあいの場への交通手段の阻害について、関連車両の走行経路は、アクセス道路を利用する計画であるが、アクセス道路は歩道を整備する計画であるため、歩車分離が徹底される。このことから、アクセス道路の関連車両の走行によって、「石川川の河津桜」、「川田谷こどもの森・川田谷栗原市民緑地」への交通手段を著しく悪化させるものではないと考えられる。

また、関連車両の走行経路は、「城山公園」の東側の上尾道路を利用する計画となっているが、上尾道路を走行する車両台数に対して関連車両は少ないため、交通量への影響は小さく、上尾道路は歩車分離が徹底されていることから、自然とのふれあいの場への交通手段（車やバスの利用者及び歩行者）に影響はないと考えられる。

「ウォーキングコース（西側版 A コース）の一部」については、関連車両が付近を走行する計画はないことから、影響はないと予測する。以上のことから、整合を図るべき基準等（自然とのふれあいの場の利用に支障を及ぼさないこと）と予測結果との間に整合が図られていると考える。